

砺波市 海外留学支援奨学資金〈申請期間延長〉

〈令和8年度募集要項〉

1人
100万円



1 趣旨

この奨学資金は、本市出身の青少年が国際社会で活躍できるような人材となることを期待し、海外の高等学校又は大学等へ留学するために必要な資金を支援するものです。

2 給付対象者

次の全ての条件に該当する方となります。

- (1) 海外の高等学校や大学等へおおむね1年以上の留学（語学留学を除く。）をする。
- (2) 申請年度の4月1日時点において、次のいずれかに該当する。
 - ① 本市に住所を有する
 - ② 1年以上継続して本市に住所を有した実績があり、かつ保護者等（成年年齢に達するまで民法上の親権者であった方）が本市に住所を有する。
- (3) 日本国籍を有するか、日本での永住を許可されている。
- (4) 申請年度の4月1日時点において、15歳以上25歳以下である。
- (5) 留学先において学習や研究を行うための語学能力がある。
- (6) 申請年度の4月1日から3月31日までに留学を開始する。
(出願中及び今後出願予定の場合も含む。)

3 給付金額

奨学生1人につき**100万円**とし、給付回数は1回限りとします。

4 申請期間等

- (1) 申請期間：令和8年4月1日（水）から令和8年6月30日（火）まで〈期間延長〉
- (2) 決定時期：令和8年8月中旬（申請者に通知）

5 奨学金の支払

必要書類と併せて奨学資金の給付の請求後支払います。

6 給付人数（採用枠）

2人（令和8年度）

※毎年度、予算の状況により決定します。

7 選考方法について

海外留学計画書、小論文、学業成績、外国語能力試験のスコア等に基づき、審査を経て決定します。

8 提出書類（①～⑨の書類をそろえて砺波市教育総務課に提出）

①砺波市海外留学支援奨学資金給付申請書（様式第1号）

※申請者が18歳未満の場合は保護者の署名をしてください。

②砺波市海外留学支援奨学資金海外留学計画書（様式第2号）

※入学見込の方は、予定する留学先の内容を記載してください。

③砺波市海外留学支援奨学資金奨学生推薦書（様式第3号）

※新入生は出身校、2年生以上は在学する学校で作成してもらってください。

④小論文

テーマ「将来の目標と海外留学で学びたいこと」

字 数 800字以内

※小論文の最後に文字数を記載ください。

⑤給付対象者の住民票

⑥給付対象者が砺波市に住所を有する方でない場合、保護者の住民票と給付対象者と保護者の続柄が確認できる戸籍抄本等

⑦学業証明書

※新入生は出身校で発行する各学年の証明書、2年生以上は在学する学校で発行する各学年の証明書

⑧外国語能力試験のスコアの写し

⑨留学先の高等学校又は大学等からの入学許可証又は留学受入通知書の写し

※日本語訳を添付してください。

※申請時点で提出できない場合は、奨学金の請求時まで提出してください。

9 申請書提出先

砺波市教育委員会教育総務課庶務係まで郵送または持参ください。

【問合せ先】

砺波市教育委員会教育総務課庶務係 TEL0763-33-1508

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

mail : kyoso@city.tonami.lg.jp